

新型コロナウイルス感染者発生時対応指針 ver.1.00

2020 年 8 月 31 日作成

2020 年 9 月 13 日修正

2020 年 9 月 23 日から適用

1 目的

この指針は、令和 2 年 6 月 5 日文部科学省高等教育局長通達「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」にしたがい、学内で感染者が発生した場合及び緊急事態宣言下等での地域一斉休業の場合について、当面の対応を定めることにより、迅速な対応を可能にし、感染拡大防止に資することを目的とする。

なお、他に合理的な選択肢がある場合に、この指針と異なる選択を行うことを否定するものではない。

2 基本的な考え方

この指針は、主に、学内で感染者が発生した場合について定めるものであるが、対応を考えるにしても、社会全体の感染拡大状況に留意する必要がある。そのため、社会における感染状況に応じた対応を行うべきである。具体的には、社会全体で感染が拡大し、クラスターが多発している場合にあっては、本学でもクラスターの発生を想定した行動をとるべきである。逆に、社会における感染がほとんど見られない状態にあっては、仮に本学で感染者が発生しても、それほど心配する必要はないものと思われる。

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受けて、本学は、当面の間、厳格な警戒態勢を採る。

3 地域における感染状況に応じた対応

緊急事態宣言が発令された場合はもちろんのこと、学内で感染者が発生した場合についても、地域における感染状況に応じた対応を行う必要がある。本学は愛知県最北の大学であり、岐阜県に近い、愛知県の対応（注意・警戒・厳重警戒・危険）を基本に、岐阜県の対応その他地域の感染状況を総合的に考慮して、対応レベルを決定する。

対応レベルは、大学 HP で公表する。

<参考>

愛知県指標

基準項目	注意（警戒）領域		危険領域	
	注意 (グリーン ゾーン)	警戒 (イエロー ゾーン)	厳重警戒 (オレンジ ゾーン)	危険 (レッド ゾーン)

(1) 新規感染者数 (過去 7 日間の平均)	10 人未満	10 人	20 人	40 人
(2) 陽性率 (過去 7 日間) (陽性者数/検査者数)	5.0%未満	5.0%	10.0%	20.0%
(3) 入院患者数 (過去 7 日 間の平均)	150 人未満	150 人	250 人	500 人

参考項目

入院患者のうち重症者数 (過去 7 日間の平均)	7 人未満	7 人未満	12 人	26 人
-----------------------------	-------	-------	------	------

4 感染者発生時の対応

- (1) 学生・教職員・スポーツ指導者に、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、誰が連絡を受けた場合であっても、ただちに、大学執行部（学長、副学長及び事務局長をいう。以下、同じ。）と学生支援担当に報告するものとする。また、連絡を受けた時点で、可能な限り、(3)の聞き取り事項の聴取を行い、併せて報告を行う。

- (2) 新型コロナウイルス感染者には、入院又は自宅待機を命じる。また、HP で公表し、併せて、全教職員・非常勤講師・スポーツ指導者にメールで連絡する。さらに、クラスター発生防止のために、本学において、感染リスクが高いと認められる者を指定する。

なお、濃厚接触者とは、保健所が濃厚接触者と判断した者をいう。濃厚接触者ではないが、本学が独自に指定した者を指定接触者とする。

接触確認アプリ COCOA において、感染者との接触が確認された者は、濃厚接触者でない場合でも、指定接触者とする。

- (3) 新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、所属（学生であれば、学部学年、部活動への参加の有無）を確認するとともに、感染者又はその家族に、次の事項の聞き取り調査を行う。

- ・氏名（学生であれば学生番号も）
- ・コロナ感染者（濃厚接触者）の居住地
- ・（病院に受診している場合には）受診日と病院名 および 確定診断日
- ・発症時期と発症症状
- ・周囲（家族等）の感染者の有無
- ・学内での活動の有無
(発症前 2 週間程度の授業、部活動に参加している者であれば参加状況)

5 授業における対応

- (1) 面接授業が中止となった場合（その授業の受講者全員が出席停止となった場合を含む。）

は、当該授業は、オンライン実施（同時双方向を含む。）、課題等の提出による自宅学習等で代替するものとする。これらの方法で授業の目標を達成できる場合は、別途、補講を行う必要はない。

面接授業が中止された場合において、面接授業によらなければ授業の目標を達成できない場合は、補講期間に、補講を実施する。

(2) 面接授業の一部の受講生が出席停止となった場合は、当該学生は、「特別欠席(1)」(学校感染症)として扱う。

6 登校再開及び活動再開について

(1) 新型コロナウイルスの感染者については、保健所の指示に従い、入院又は自宅待機とする。

(2) 濃厚接触者等、感染者でない者であっても、保健所の指示がある場合は、それに従う。

(3) 入院又は自宅待機を命じた場合は、感染者、濃厚接触者、指定接触者のいずれについても、大学執行部の許可を得た後に、登校再開とする。

(4) 感染者発生による授業・クラブ活動・事務局の再開については、新たな感染者や指定接触者を大学執行部が特定し、必要な消毒を行った後に、大学執行部が再開を指示する。
なお、休止期間は、1週間程度を見込み、大学執行部が早期に再開までの目安を示すものとする。

(5) 面接授業・クラブ活動を中止した場合及び事務局を閉鎖した場合において、大学執行部は、必要に応じて、順次感染リスクの低い者から、活動再開を許可する。この場合において、校舎等の消毒が未了の場合は、校舎等以外の場所でのみ活動することができる。

(6) レベル4への引き上げによって、補講及びクラブ活動が中止になった場合は、レベル3への引き下げ後、学科・クラブの判断で再開してよい。

7 レベル4<緊急>における対応

(1) 基本対応

すべての面接授業（補講を含む）を中止し、遠隔授業に移行する。

課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）も、すべて中止する。

入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保できない場合は、中止するものとし、詳細は別に定める。

(2) 感染者発生時等

ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。

イ 学生が濃厚接触者となった場合は、面接授業が実施されていないため、特段、授業中止等の対応はしない。

ウ 教職員が感染した場合は、当該部署（感染者が職務を行っている空間を共有する部署をいう。教員であれば研究室等。職員であれば、その事務室。なお、総務部と学務部は同じ

事務室として扱う。)は閉鎖する。当該部署に所属する者は、指定接触者とし、自宅待機を命じる。他の部署であっても感染のリスクが高いと判断される者も、大学執行部の判断により、指定接触者として指定し、自宅待機を命じる。

エ 教職員が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。教職員の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該教職員は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、教職員または同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

8 レベル3<危険>における対応

(1) 基本対応

少人数授業を中心に、面接で実施する。

課外活動も、感染防止策をとった上で実施する。

クラスターの発生を想定した行動をとる。

(2) 感染者発生時等

ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。

イ 学生等が感染した場合の授業・クラブ活動・入学試験の取扱

学生または教職員が、新型コロナウイルスに感染した場合は、すべての学部学科について、面接授業（補講等を含む）を中止する。すべての課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）も同様である。入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保する方法で実施するものとし、詳細は別に定める。

この場合、指定接触者の範囲は、概ね、発病した日の2日前から、感染者と同じゼミに出席していた者、面接授業において、感染者の1メートル以内に着席していた者、感染者とグループワーク等を行った者とする。

ウ 学生が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。学生の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該学生は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

エ 教職員が感染した場合は、当該部署（感染者が職務を行っている空間を共有する部署をいう。教員であれば研究室等。職員であれば、その事務室。なお、総務部と学務部は同じ事務室として扱う。）は閉鎖する。当該部署に所属する者は、指定接触者とし、自宅待機を命じる。他の部署であっても感染のリスクが高いと判断される者も、大学執行部の判断により、指定接触者として指定し、自宅待機を命じる。

オ 教職員が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。教職員の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該教職員は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、教職員ま

たは同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

カ スポーツ指導者が感染した場合は、すべてのクラブ活動を中止するとともに、すべてのクラブ活動施設を閉鎖する。

キ スポーツ指導者が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。スポーツ指導者の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該指導者は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

なお、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、スポーツ指導者または同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

9 レベル2<注意>における対応

(1) 基本対応

一部の授業を除き、授業は面接で実施する。

課外活動も、一定の感染防止策をとった上で実施する。

感染が拡大しないように注意する。

(2) 感染者発生時等

ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。

イ 学生が感染した場合の授業・クラブ活動・入学試験の取扱

学生が、新型コロナウイルスに感染した場合は、当該学生が履修していた全ての面接授業（補講等を含む）を中止する。課外活動に参加していた場合は、その課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）についても同様である。

この場合、指定接触者の範囲は、概ね、発病した日の2日前から、感染者と同じゼミに出席していた者、面接授業において、感染者の1メートル以内に着席していた者、感染者とグループワーク等を行った者とする。

入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保する方法で実施するものとし、詳細は別に定める。

ウ 学生が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。学生の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該学生は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

エ 教職員が感染した場合は、濃厚接触者に自宅待機を命じる。感染のリスクが高いと判断される者も、大学執行部の判断により、指定接触者として指定し、自宅待機を命じる。状況によっては、当該教職員の所属する部署を閉鎖する。

オ 教職員が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。教職員の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該教職員は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、教職員または同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

カ スポーツ指導者が感染した場合は、当該クラブの活動を中止するとともに、当該クラブが使用する施設（他のクラブが共同使用するものを含む。）を閉鎖する。

キ スポーツ指導者が濃厚接触者または指定接触者となった場合は、自宅待機を命じる。スポーツ指導者の同居人が感染者または濃厚接触者となった場合は、当該指導者は指定接触者とし、自宅待機を命じる。

なお、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、スポーツ指導者または同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

10 レベル1＜通常＞における対応

※ 当面の間、レベル1においても、レベル2と同じ対応を採る。

※ 社会における感染状況や治療状況等を考慮し、将来的には、感染者が発生しても、授業を中止しない等の対応を検討する。